

ZEB・ZEH-M 設計支援補助金交付要綱

[令和7年3月28日 環境局長決裁]

(目的)

第1条 この要綱は、建築主等が行うZEB・ZEH-Mの新築・増築・改築・改修（以下「新築等」という。）に必要な上乗せ設計費を支援するために、市が行う「ZEB・ZEH-M 設計支援補助金」の実施について必要な事項を定めることにより、予算の範囲内において補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、本市における脱炭素型の都市構造の形成と効率的なエネルギー利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築主等 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）（以下、「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第四号に規定する者をいう。
- (2) BELS 建築物省エネ法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (3) ZEB 経済産業省「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（平成31年3月）」における「（参考資料6）ZEBの定義と評価基準」の『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready又はZEB Orientedを満たし、BELSを取得する建築物をいう。
- (4) ZEH-M 経済産業省「集合住宅におけるZEHロードマップ検討委員会とりまとめ（平成30年5月）」における「（参考資料6）集合住宅におけるZEHの定義と目指すべき水準」の『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedを満たし、BELSを取得する集合住宅をいう。
- (5) 上乗せ設計費 ZEB・ZEH-Mにかかる設計検討及び省エネ計算に要する費用をいう。
- (6) ZEBプランナー 一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）が公表を行うZEBプランナーに登録されたものをいう。

(補助対象及び補助金交付額)

第3条 補助金交付の対象となる建築主等（以下「対象建築主」という。）は、札幌市内に延べ面積300m²以上の第2条に定めるZEB・ZEH-Mの新築等を行う建築主等で、第4条で定める札幌市内の建築士事務所等が上乗せ設計費に係る業務

を行うことを条件とし、補助金の交付額は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|---|-------------|
| (1) ZEB (延べ面積が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満) | 1,500,000 円 |
| (2) ZEB (延べ面積が 2,000 m ² 以上) | 3,000,000 円 |
| (3) ZEH-M (延べ面積が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満) | 600,000 円 |
| (4) ZEH-M (延べ面積が 2,000 m ² 以上) | 1,000,000 円 |

2 複合建築物による補助申請を行う場合には、前各号の当該部分の補助額を合算するものとする。

(建築士事務所等の条件)

第4条 建築士事務所等とは、札幌市内で建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）

第 23 条に基づく事務所登録を受けた建築士事務所、又は札幌市内に事務所を置く ZEB プランナーであること（以下、「建築士事務所等」という。）。

2 補助対象の建築物の設計を複数の建築士事務所等で行う場合においても、札幌市内に事務所を置く設計士事務所等が、上乗せ設計費に係る業務を行うこと。

(申込方法及び申込書の受理)

第5条 補助金の交付を申込む者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式 1）に必要事項を記載し、この要綱に従って申込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書を受理した場合には、受理通知書（様式 2-1）により、申込者に受理した旨を通知する。また、不受理とした場合には、不受理通知書（様式 2-2）により、申込者に不受理とした旨を通知するものとする。

(募集期間)

第6条 補助の申請募集期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日までとする。なお、申込は先着順で受付するため、予算の執行状況により申請額が予算額を超えた場合、募集期間の途中で打ち切ることとする。

2 市長は、前項の募集期間の途中で打ち切りをする同日において複数の申し込みがあった場合は、同日の申し込みを対象に、予算の執行状況に応じた抽選を行うことができる。

(補助対象者の要件)

第7条 第 5 条に定める申込者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 国、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項第五号に掲げる公共法人、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）第 22 条に規定する出資団体等、その他市長が特に公共的性格を有すると認める団体でない者
- (2) 札幌市税を滞納していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)でない者

2 申込者は、2以上の建築物の補助を申し込むことはできない。

(手続代行者)

第8条 申込者は、この要綱に定める申込み及び交付申請手続について、対象建築主から依頼を受けて設計を行う設計者(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの手續の代行を依頼することができる。

2 手續代行者は、依頼された手續に対し、誠意をもって実施するものとする。また本手續の代行を通じ得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成21年6月5日法律第49号)に従って取り扱うものとする。

3 市長は、第1項に規定する手續について、手續代行者が不正の手段により行った疑いがある場合、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手續代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手續の代行を認めないことができるものとする。

(計画の変更及び中止)

第9条 第5条による申込書が受理された申込者(以下「補助金受領予定者」という。)は、次に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象建築物の新築等を中止しようとするとときは、計画変更・中止届(様式3)を市長に提出しなければならない。ただし、計画変更による補助金交付予定額の増額の変更は認めない。

(1) 対象建築物の延べ面積の変更

(2) 複合建築物による対象建築物部分の変更

(BELSの取得)

第10条 補助金受領予定者は、第11条で定める補助金交付申請の締切日までにZEB・ZEH-MのBELSを取得しなければならない。ただし、補助金受領予定者が第5条で定める補助の申込日より前に対象建築物のBELSを取得しているときは、補助の対象とならない。

(補助金交付申請及び完了届)

第11条 補助金受領予定者は、前条によるZEB・ZEH-MのBELS取得後に、補助金交付申請兼完了届(様式4)に別表1に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請兼完了届は、令和8年3月13日までに提出しなけれ

ばならない。

- 3 前項の期日までに、補助金交付申請兼完了届を提出しなかった補助金受領予定者は無効とする。

(補助金交付の決定及び交付額の確定)

第12条 市長は、前条による補助金交付申請兼完了届の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、申請内容が補助金交付要件を満たすと認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付決定及び確定通知書（様式5-1）により、補助金受領予定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認めたときは、補助金受領予定者に対して是正措置を求めることができる。
- 3 市長は、補助金受領予定者が前項の求めに応じないときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（様式5-2）により、補助金受領予定者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は前条の規定による補助交付額の通知後、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

(代理受領による補助金の請求)

第14条 補助金受領予定者は、第11条の規定にかかわらず、委任状を添付し、補助金支払請求先を変更し、市長に請求できるものとし、次項の範囲に該当する者が補助金受領予定者に代わって補助金の請求及び受領を行うものとする。

- 2 補助金受領予定者が補助金支払請求先を変更する範囲は次のとおりとする。補助金受領予定者と手続代行者との間で、補助金請求及び受領に係る委任がなされている場合
- 3 第1項の請求に基づいた補助金の支払いがあった時は、補助金受領予定者に対して補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の交付決定の取消)

第15条 市長は、第12条第1項に規定する補助金交付決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第17条に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金交付を受けた者に対して補助金の返還を求めることができる。

(調査等)

第17条 市長は、この要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助金受領予定者又は補助金交付を受けた者から報告を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

(協力)

第18条 この要綱による補助金交付を受けた者は次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 札幌市の行うZEB・ZEH-Mの普及啓発での事例紹介
- (2) 対象建築物の新築等に係るイニシャルコストの概要についてのヒアリング
- (3) 対象建築物のエネルギー使用状況等に関するアンケート調査
- (4) その他市長が協力依頼する事項

(情報の公表)

第19条 市長は、申込のあった建築物の対象建築主、建築物名称、建築物の所在地、及び建築物の概要等を、インターネット等で公表する。なお、対象建築主については補助金受領予定者の希望により公開しないことができる。

(他補助事業との併用)

第20条 この要綱に基づく補助制度は、他の補助事業と併用することができる。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は、環境局长が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 補助金交付申請兼完了届（様式4）の添付書類

添 付 書 類
1 建築主と設計事務所等との関係及び補助対象の内容を示す書類（契約書の写し等） 2 BELS評価書の写し 3 補助金交付先口座申請書（様式6） 4 建物概要書（様式7）※エクセルデータも提出すること